

個人情報開示における確認方法及び費用について

(開示等の請求者が本人又は代理人であることの確認方法等)

本人及び代理人(未成年又は成年被後見人の法定代理人及び本人が委任した代理人)の確認は、次の公的証明書により行うこととする。

郵送による請求の場合の開示等は、当該公的証明書に記載された住所に配達記録郵便により送付することにより行うこととする。

1. 本人の場合

(来訪)

本人であることを証明する次の資料のうちいずれかをご用意することとする。

- ・運転免許証
- ・健康保険の被保険者証
- ・写真付き住民基本台帳カード
- ・外国人登録証明書等の公的証明書
- ・旅券(パスポート)
- ・その他公的機関の発行するもので、氏名・生年月日・住所の記載のあるもの

(郵送)

- ・来訪の際に提示を求める公的証明書の写し

2. 患者様本人が指名する親族またはそれに準ずる方の場合

- ・患者様本人の委任状(任意の様式)
- ・患者様との関係が証明できる書類(戸籍謄本・住民票など)
- ・ご本人であることを証明する資料(運転免許証・健康保険証・年金手帳等のいずれか)

3. 法定代理人(親権者、後見人など)の場合

本人及び代理人の公的証明書、弁護士の場合は登録番号、代理人を示す旨の委任状

- ・患者様との関係が証明できる書類(戸籍謄本・住民票など)
- ・ご本人であることを証明する資料(運転免許証・健康保険証・年金手帳等)

4. 遺族の方の場合

- ・患者様との関係が証明できる書類(戸籍謄本・住民票など)
- ・ご本人であることを証明する資料(運転免許証・健康保険証・年金手帳等)

(費用について)

開示請求1件にかかる手数料は、次のとおりとする。

1. 開示請求手数料

開示請求手数料は、開示請求1件につき、5,000円とする。手数料は請求時に支払うこととする。審査の結果、開示しない場合でも開示請求手数料がかかる。

2. 開示実施手数料

開示実施手数料は次のとおりとする。手数料は個人情報開示の終了後に支払いこととする。

- ・複写機により複写したものの交付・・・用紙1枚につき20円
- ・X線写真を複写したものの交付・・・フィルム1枚につき1,000円
- ・配達記録郵便料金・・・・・・・・・・実費